

経済構造実態調査規則について

1 趣旨

総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査となる経済構造実態調査を平成31年から実施するため、総務省・経済産業省令（経済構造実態調査規則）を制定する。

2 主な内容

(1) 本則

経済構造実態調査の実施に関し必要な事項を規定するもの。

(2) 附則

工業統計調査の対象となるものについて行う調査の特例を規定するもの。

経済センサス活動調査規則の一部改正を行うもの。

内容の詳細については別紙を参照。

3 スケジュール

平成31年4月1日に公布予定。施行は公布と同日。

1 経済構造実態調査規則 制定の背景

現在、我が国の経済統計に係る調査は、経済センサス - 活動調査を実施する年以外の年（以下「実施中間年」という。）において、基本的に産業ごと、所管府省ごとに実施されており、既存の統計調査の結果を統合しても各産業にまたがる経済活動を同一時点で網羅的に把握することができない状況にあり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進が求められたところである。

上記を踏まえ、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的として、総務省及び経済産業省は平成31年から経済構造実態調査を実施することとしており、そのために必要な調査規則を制定する。

2 本則の内容

（1）調査日

調査は、経済センサス - 活動調査の実施中間年の毎年6月1日現在によって行うことを規定する。

（2）調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査の2種類で行うことを規定する。

（3）調査の対象

甲調査は、事業を営営する個人及び日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げる産業に属する法人を除く企業を対象とすることを規定する。以下甲調査の対象を「甲調査企業」という。

大分類A—農業，林業

大分類B—漁業

大分類C—鉱業，採石業，砂利採取業

大分類D—建設業

大分類N—生活関連サービス業，娯楽業のうち、中分類七九—その他の生活関連サービス業（小分類七九二—家事サービス業に限る。）

大分類R—サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九三—政治・経済・文

化団体、中分類九四一宗教及び中分類九六一外国公務

大分類S一公務（他に分類されるものを除く）

乙調査は、特定のサービス産業に属する企業及び事業所を対象とすることを規定する。以下それぞれ「乙調査企業」及び「乙調査事業所」という。

（4）調査事項等

- ① 甲調査は、次に掲げる事項のうち甲調査企業の属性に応じて、必要となるものについて行うことを規定する。

「名称、電話番号及び法人番号」、「所在地」、「経営組織及び資本金等の額」、「消費税の税込記入・税抜記入の別」、「売上（収入）金額及び年間商品販売額」、「費用総額及び費用の主要項目別金額」、「主な事業の内容」、「事業活動の内容」、「事業活動別の売上（収入）金額」、「電子商取引の有無及び割合」、「年初及び年末商品手持額」、「年間商品仕入額」、「事業区分別の費用割合」、「一事業区分に係る費用の項目別金額」、「甲調査企業に属する事業所の名称及び所在地」、「甲調査企業に属する事業所の電話番号」、「甲調査企業に属する事業所の主な事業活動」、「甲調査企業に属する事業所の売上（収入）金額」、「甲調査企業に属する事業所の年間商品販売額」、「甲調査企業に属する事業所の売場面積」及び「甲調査企業に属する事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合」

- ② 乙調査のうち、乙調査企業に対する調査は、次に掲げる事項のうち産業及び従業者数に応じて、必要となるものについて行うことを規定する。

「名称、電話番号及び法人番号」、「所在地」、「経営組織及び資本金等の額」、「消費税の税込記入・税抜記入の別」、「事業の形態」、「企業の系統」、「年間売上（収入）金額」、「年間営業用固定資産取得額」、「会員数」、「加盟店数」及び「従業者数」

- ③ 乙調査のうち、乙調査事業所に対する調査は、次に掲げる事項のうち産業及び従業者数に応じて、必要となるものについて行うことを規定する。

「名称、電話番号及び法人番号」、「所在地」、「本社の所在地」、「経営組織及び資本金等の額」、「消費税の税込記入・税抜記入の別」、「本支社別」、「事業の形態」、「年間売上（収入）金額」、「年間契約高及び契約件数」、「年間営業用固定資産取得額」、「入場者数」、「受講生数」、「施設」及び「従業者数」

（5）報告の義務

報告の義務を負う者は、甲調査企業及び乙調査企業を代表する者並びに乙調査事業所の管理責任者であること規定する。ただし、本社において一括して調査を行う乙調査事業所の場

合においては、本社となる乙調査企業を代表する者が報告の義務を負うことを規定している。

(6) 調査の方法及び期間

甲調査は、総務大臣及び経済産業大臣が甲調査企業ごとに調査票を送付し、回収することにより行うことを規定する。乙調査においては、総務大臣及び経済産業大臣が乙調査企業及び乙調査事業所ごとに調査票を送付し、回収することにより行う方法と、総務大臣及び経済産業大臣が指定する企業に属する乙調査事業所の調査票を当該事業所が属する企業に一括して送付し、回収することにより行う方法の2通りの方法を用いることを規定する。また、調査の期間は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間であることを規定する。

(7) 期間の変更

天災その他避けることのできない事故のため、調査の期間により難しいときは、対象となる地域を指定して、調査を行う期間を変更することができることを規定する。

(8) 電磁的記録媒体による調査票の送付等の手続（CD-R等の媒体による調査票の提出）

電磁的記録媒体を用いて調査事項に関して報告をする場合の当該手続の適用範囲及び手続の方法を規定する。

(9) 電磁的記録処理組織による調査票の送付等（オンラインによる調査票の提出）

電磁的記録処理組織を用いて調査事項に関して報告をする場合の当該手続の適用範囲及び手続の方法を規定する。

(10) 結果の公表等

総務大臣及び経済産業大臣は、調査事項に係る情報の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表することを規定する。

(11) 調査票等の保存

調査票等の保存期間を規定する。

3 附則の内容

(1) 施行期日

当該省令を公布の日から施行することを規定する。

(2) 工業統計調査の対象となるものについて行う調査の特例

甲調査企業のうち、工業統計調査の対象となるものについて行う調査は、工業統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録から、経済構造実態調査の調査事項に係る内容を電磁的

記録に転写することにより行うことを規定する。

(3) 経済センサス活動調査規則の一部改正

経済構造実態調査の創設に伴い、経済構造統計を作成するための既存の調査について位置付けに変更が生じることにより必要な規定の改正を行う。

ここでは、既存の調査のうち、経済センサス活動調査規則について改正する。工業統計調査及び経済センサス基礎調査については、別途、それぞれ改正する。